

週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、福知山市が発注する工事において、週休2日制工事を試行するために必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 建設業においては、建設工事従事者の高齢化や若手入職者の減少など、将来の担い手確保が課題であり、建設現場における労働環境の改善を図り、建設業の魅力向上により、建設従事者の確保を目指すことが求められている。このため、労働環境の改善に向けた意識向上を図るとともに、建設現場における「週休2日」の普及に向けての効果や課題を把握するための取り組みとして、「週休2日制工事」を試行することを目的とする。

(試行のタイプ)

第3条 次の①または②いずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 発注者指定方式

発注者が週休2日に取組むことを指定する方式。

② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議したうえで取組む方式。

受注者は週休2日に取組む場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合せ簿」により監督職員へ通知する。

(試行対象工事)

第4条 原則、福知山市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事。
- (2) 緊急性が高く且つ、現場閉所が困難である工事。
- (3) 実施工程において、現場での施工期間が1か月に満たない工事
- (4) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

なお、対象工事は特記仕様書又は現場説明書に週休2日制工事の対象工事であることを明記する。

(用語の定義)

第5条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(2) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(3) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(4) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物片付け且つ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(5) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（3日間）

イ工場製作のみの日数

ウ工事事務による不稼働日数

エ受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ工事の全面休止日数

(6) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所をされた状態をいう。

(7) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(試行方法)

第6条 試行方法は次のとおりとする。

(1) 入札段階（特記仕様書又は現場説明書）で、週休2日制工事であることを明記す

る。

- (2) 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議すること。

「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間については、受発注者間の協議により決定する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成すること。

- (3) 予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に書面にて連絡を行うこと。

なお、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所等した場合は、この限りでない。

- (4) 監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めない。
- (5) 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (6) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
- (7) 施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示することで「見える化」に努める。

(確認方法)

第7条 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降速やかに、現場閉所日数が確認できる資料（任意様式、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を「工事打合せ簿」による報告とあわせて監督職員に提示すること。なお、「工事打合せ簿」には現場閉所率等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(積算方法等)

第8条 積算方法と設計変更は次のとおりとする。

- (1) 補正方法

補正項目及び補正率については、工事毎の積算基準に準ずることとする。

- (2) 積算方法

発注者指定型通期での週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予

定価格を作成するものとする。

(3) 変更方法

本要領に従い月ごとの週休2日を行ったと認められる工事、または、実績において、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、精算時にそれぞれの経費に対応する補正係数を乗じて請負金額を変更する。

(4) その他

現場閉所率は、小数第2位を切り捨てることとし、工期の延長等については「請負工事設計変更ガイドライン（案）」に基づき適切に設計変更を行う。

(その他)

第9条

(1) 受注者は、週休2日制に取り組むことを協議した工事において、現場閉所が予定の閉所率に満たなかった場合、その理由を監督職員に報告すること。

附則

本要領は、令和5年11月1日から適用する。

令和6年9月5日改定